

岩倉一期一会荘【（介護予防）短期入所生活介護】 利用料金表（概算）

（「基本ご利用料金」と「食事および居住費」の合計が基本的な利用料金概算となります）

◎基本ご利用料金（1日あたり） 介護保険利用 自己負担1割（2割）【3割】 2025/8/1現在

自己負担他 要介護度	併設型短期 入所生活 介護費Ⅱ 多床室	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅰ	機能訓練 指導体制 加算	サービス 提供体制 強化加算 Ⅲ	介護職員等 処遇改善加 算Ⅰ	料金概算 ※送迎・食費・おやつ代・ 居住費は含まれていません
単位	単位							円
要支援1	451				12	6	算定した 総単位 数の 1,000分 の140に 相当する 単位	553 (1,106) 【1,659】
要支援2	561							682 (1,364) 【2,046】
要介護1	603	4	8	13	12	6	算定した 総単位 数の 1,000分 の140に 相当する 単位	761 (1,522) 【2,283】
要介護2	672							842 (1,684) 【2,526】
要介護3	745							928 (1,856) 【2,784】
要介護4	815							1,011 (2,022) 【3,033】
要介護5	884							1,092 (2,184) 【3,276】

※1単位は10.33円となります。（地域区分6級地）。

※送迎料金は片道184単位が加算されます。また、通常のサービス提供区域外の送迎に関しては、別途費用をいただきます。

※加算は変更になる可能性があります。

◎食費および居住費

食費負担 (1食あたり)	朝食	420円
	昼食	550円
	夕食	475円
おやつ		100円
居住費		915円
日用品・教養娯楽費		100円
負担合計額		2,560円

※食事はご提供分のみ費用負担があります。

《特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について》

食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。

※段階の認定は世帯の所得に応じて、市町村にて判断されます。

区分（段階）	本人・世帯の収入・所得の状況	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯	0円	300円
第2段階	市町村民税非課税世帯（年金収入80.9万円以下）	430円	600円
第3段階①	市町村民税非課税世帯（年金収入120万円以下）	430円	1,000円
第3段階②	市町村民税非課税世帯（年金収入119万円超）	430円	1,300円
第4段階	市町村民税課税世帯	915円	1,445円

※上記以外に高額介護サービス費の支給や低所得者に対する減免制度がございます。詳しくは担当者までお尋ねください。

◎その他の費用

内容	費用
施設内にある理容設備にて理容サービスを受けられた場合の費用です。パーマ、染髪は別料金となります。	1,000円/1回
施設内にある喫茶「花林」を利用された際の費用です。	200円/1杯